名古屋港管理組合工事請負契約約款 新旧対照表

有百座俗官理組合工事請負突剂剂款 利印利照表	
【新】	【旧】
第1条~第2条 略	第1条~第2条 略
(請負代金内訳書及び工程表) 第3条 受注者は、設計図書に <u>定めるところにより、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)</u> 及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。	(工事費内訳明細書及び工程表) 第3条 受注者は、設計図書に <u>基づいて工事費</u> 内訳明細書及び工程表を作成し、発注者に提 出しなければならない。 <u>ただし、発注者が設</u> 計図書で指定するときは、この限りではない。
2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び 雇用保険に係る法定福利費を明示するものと する。 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を 拘束するものではない。	2 <u>工事費内訳明細書</u> には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。 3 <u>工事費内訳明細書</u> 及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
第4条~第61条 略	第4条~第61条 略